



SUPPORTING  
CHINA  
BUSINESS

LT Commerce Consultants (Shanghai) Co., Ltd.  
上海良图商务咨询有限公司

LTCC

2025年1月3日

「LT会」会報第25-01号（総270号）

上海良图商务咨询有限公司（LTCC）

## 華南地区で発生した労働仲裁事案について（注意喚起）

最近、日系企業に在籍中の従業員がその広州分公司を相手として申立てた労働仲裁事案について報告します。本件は、現時点では労働仲裁前の調停段階にあり、詳細な内容をご紹介できないものの、仲裁申請人(従業員)及び申請人の代理人弁護士等の仲裁請求における特異な状況について、取り急ぎ会員の皆様にお知らせするものです。特に華南地区にある生産型企业におかれてはご注意ください。

2024年11月初め、LTのお客様であるD社(本社:上海市;支社:広州市)に、広州市労働人事仲裁院から『労働人事紛争仲裁申請書』、『開廷通知書』等一式が送付された。

労働仲裁申請人Y氏は、2011年7月にD社広州分公司に入社し、仕事中に騒音等の職業危害に接触したと主張し、2019年8月に職業病の疑いが発見され、2020年5月に労災が認定された。2021年10月には「労働能力障害8級」と鑑定された。その後、労災の「職業性難聴」が再発症したことで、数回入院した。Y氏は障害者証明を持っており、発行日は2018年11月14日である。

D社(塗装関連)の説明によると、Y氏はD社への入社後、D社の取引先(完成車メーカー)の作業場へ工事の現場監督として一時派遣されたが、取引先からのクレームにより、広州分公司に戻され、その後はオフィスで主にデスクワークに従事していた。また、Y氏は同僚との会話のなかで、自分の聴力が弱いことに言及していたため、D社ではY氏が先天性難聴であった可能性も高いと主張している。しかし、残念なことに、2020年5月に労災が認定された際、D社は関連する証拠もないため、労災認定に対する異議申し立ては行っていない。

通常であれば、Y氏が在職中に難聴に罹患したことをD社が認めた場合でも、D社は合法的に労災保険を含む社会保険を納付していることから、労災保険で労災給付に関する事項をカバーすることができる。しかし、Y氏の訴訟請求では、労災でよくある賠償請求とは異なり、以下の賠償項目を要求したことから、D社の弁護士(LT+広州代理弁護士、以後「当方弁護士」という)の目を引いた。

- ① 身体障害賠償金 ② 扶養家族の生活費(Yの息子、娘、父親) ③ 精神損害慰謝料 ④ 入院食事補助費 ⑤ その他の明細項目。 以上の合計請求額は約36万元である。



SUPPORTING  
CHINA  
BUSINESS

LT Commerce Consultants (Shanghai) Co., Ltd.  
上海良图商务咨询有限公司

LTCC

上記請求項目は、一般に民事権利侵害-人身損害事件の賠償請求にみられるものであり、どこが労働仲裁申請にあたるのか疑問である。一方で、労災給付の内容については一言も触れられていない。

そこで本事案に関連して当方弁護士が裁判文書公開システムで検索したところ、本件 Y 氏の代理弁護士である J 弁護士は過去数年内に代理した案件において、個人（労働者）の代理人として複数の民事訴訟を行ったことがあり、その多くは「騒音難聴」、「手の負傷」等に関わるものであり、訴訟請求の多数は「労災給付」+「人身損害」に関わっていた判明した。

このうち、2018 年の事案は、偶然にも LT のお客様である大手日系自動車部品グループの仏山工場に関わるものであり、二審判決で人身損害賠償請求が支持された。

第二審法院の判決書には、以下の説明があった。

『中華人民共和国職業病予防治療法』第五十八条の規定により、使用者が権利侵害を構成し、かつ労災保険の賠償金額が労働者の人身損害賠償及び経済損失を補償するに足りない場合には、労働者は、取得すべき労災保険の賠償以外に、権利侵害による損害賠償と労災保険の賠償との差額部分について賠償請求を提出する権利を有する。

先日、Y 氏と D 社の労働仲裁の第一回目の開廷が行われ、法廷で次のような会話が交わされた。

仲裁員: 申請人 (Y) の仲裁請求は項目が多く、高すぎであり不合理ではないか?

J 弁護士: 大丈夫です。仲裁員はあなたのご判断で仲裁してかまいません。いずれにしても当方は人民法院に提訴するつもりです。

確かに、民事権利侵害に関連する人身損害賠償を請求する場合でも労働仲裁の段階でその請求を出さなければ、第一審裁判所では通常受理しない。一方で、人身損害賠償は一般的な労働紛争と異なり民事紛争の範疇になるため、第一審の段階になって初めて慎重に審理されることになる。

以上の通り、華南地域(現在の判例は主に広州、仏山)の日系企業におかれましては、同様の従業員(正社員または派遣社員)や弁護士には十分ご注意ください。なお、当該事案の詳細につきましては、プライバシーに関わる部分もありますので、別途 LT までお問い合わせください。

以上